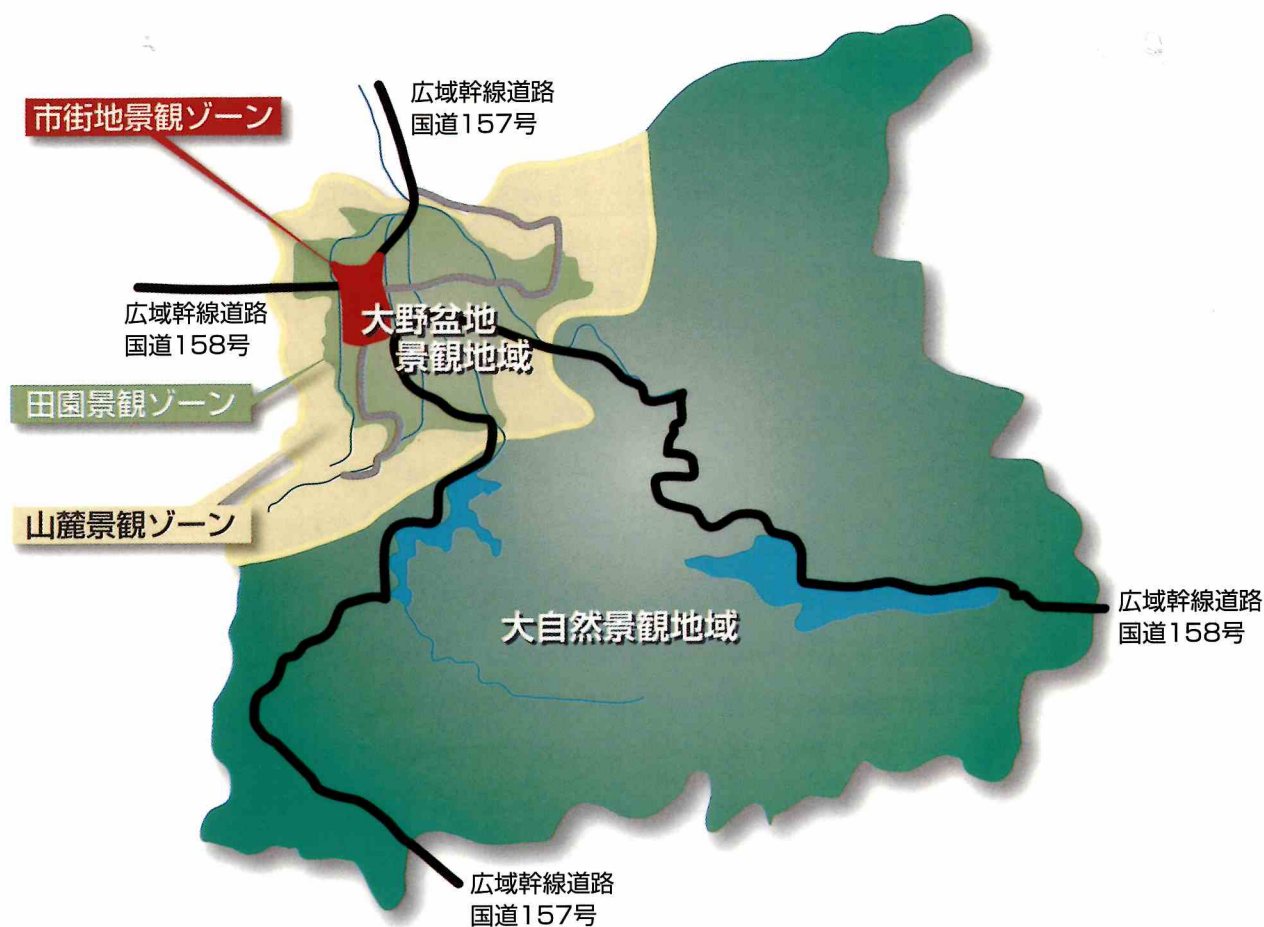


時の流れを味わうまち

景観法に基づく建築行為等の届出



地域の特性に応じた景観づくりを進めるため、市域を「大野盆地景観地域」と「大自然景観地域」に分類し、地域別に景観形成の方針を定めています。

また、大野盆地景観地域には「市街地景観ゾーン（用途指定区域）」「田園景観ゾーン（平野部）」「山麓景観ゾーン（山間部）」を設定し、よりこまやかな景観形成を図っています。

大 野 市

建築物・工作物の基準

配置

- ・街並みや自然など周辺環境と調和した配置とする。
- ・山並みや越前大野城など地域の象徴とされているものへの眺望を阻害しない。

色彩

- ・街並みや自然など周辺環境と調和した色彩とする。
- ・けばけばしい色の使用を避け、落ち着いた色彩とする。

意匠

- ・街並みや自然など周辺環境と調和する形態とする。
- ・屋外階段は、道路などから見えにくい位置とするか見えにくくする。
- ・設備機器は、道路などから見えにくくする。
- ・屋上設備は、亀山など山々から見下ろした景観に配慮し、目立たない意匠にする。
- ・ミラーガラスなど反射率の高い材料を使用する場合、特に街並みや自然など周辺環境との調和に配慮し、使用する面積を控えめにする。

植栽等

- ・敷地内の緑化を施す。
- ・敷地の周囲に本市の気候風土に合った植栽を施す。
- ・塔状工作物の場合、その周囲に本市の気候風土に合った植栽を施す。
- ・生垣、塀、柵などは景観向上に配慮し、高さや意匠などを工夫する。

その他の基準

土地の形質の変更

- ・擁壁や法面は、植栽を施し、街並みや自然など周辺環境と調和させる。
- ・土砂などの採取後、本市の気候風土に合った植栽を施す。

物件の堆積

- ・敷地の周囲に植栽を施すか塀や柵などを設置する。また、それらの設置に当たっては、意匠や色彩などを工夫する。
- ・堆積する物件が道路などから見えにくくする。

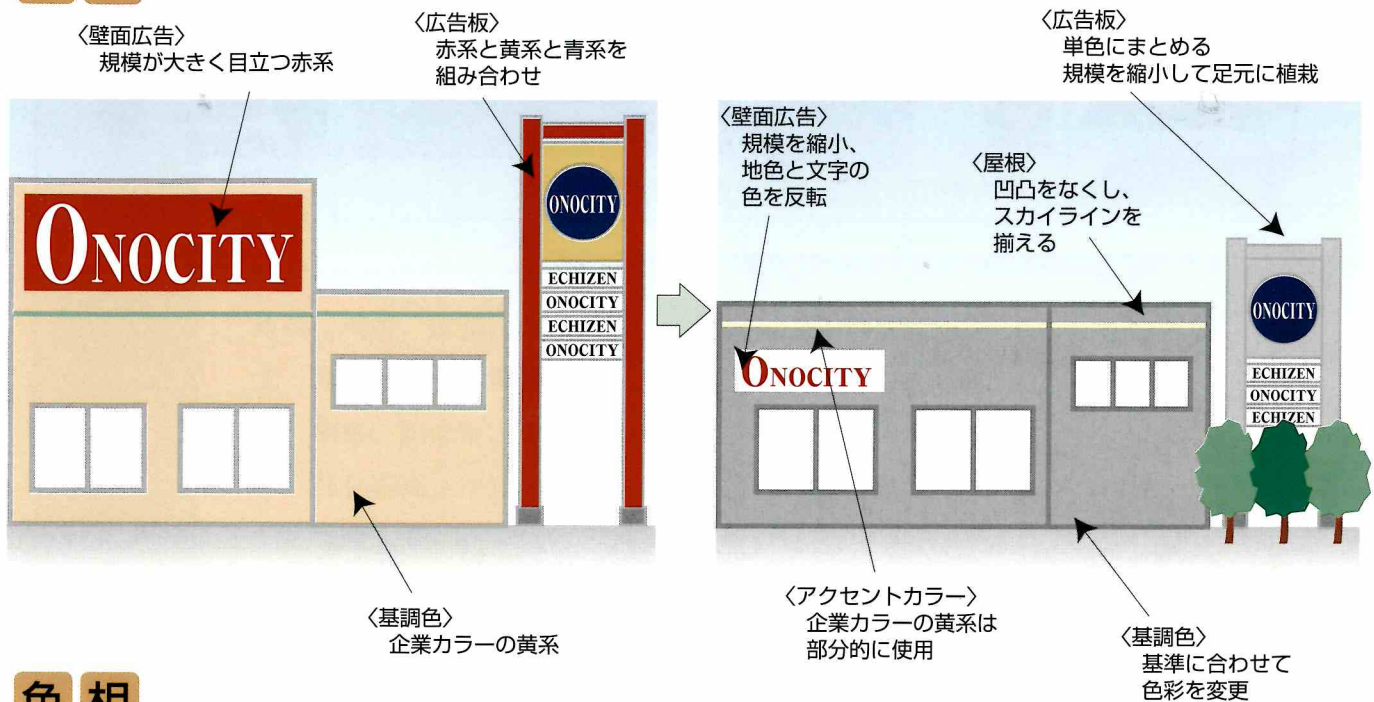
木竹の伐採

- ・皆伐する土地が広範囲にならないよう配慮する。
- ・木竹の伐採後は、本市の気候風土に合った植栽を施す。

建築物の色彩などの参考例

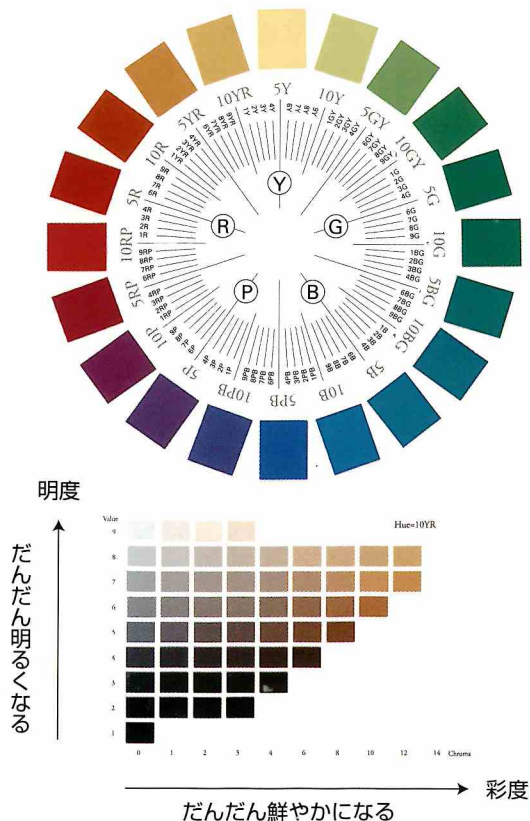
外壁や屋根の色彩は、マンセルカラーシステムを用いて基準を定めています。R（赤）・YR（橙）系は彩度6以下、Y（黄）系は彩度4以下、その他の色相は彩度2以下としています。基調色以外にアクセントとして利用する場合は、壁面ごとに5分の1未満としています。

色彩



色相

マンセルカラーシステム



マンセルカラーシステムは、JIS（日本工業規格）にも採用されている色彩尺度です。色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの属性で表します。

表記例) $\frac{10YR}{\text{色相}} \quad \frac{6}{\text{明度}} \quad \frac{2}{\text{彩度}}$

●色相

色合いを表現します。10色の基本色の頭文字（アルファベット）と、色の度合いを示す0～10までの数字を組み合わせ、5Rや10Yと表記します。

●明度

色の明るさを表現します。暗い色ほど数値が低く、明るい色ほど数値が大きくなります。

●彩度

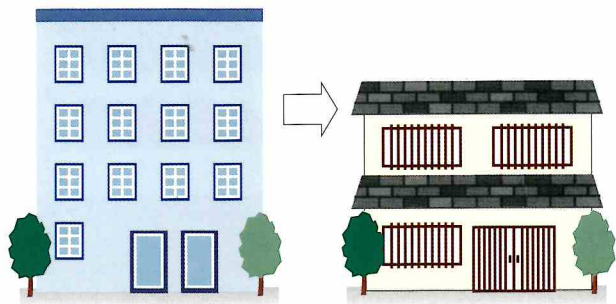
色の鮮やかさを表現します。色味が少ないほど数値が小さく、鮮やかな色ほど数値が大きくなります。白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。

景観形成の参考例

景観に配慮した建築物などの参考例を示しています。

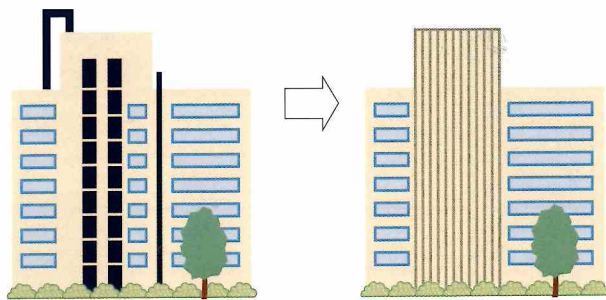
意匠

地域の特徴を考えたデザインとしましょう。城下町地区では町家を基調としたデザインとしましょう。



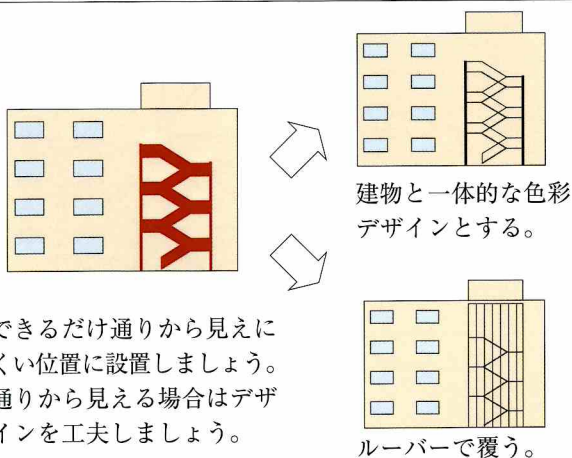
設備機器

空調屋外設備、配水管などは通りから見えにくい位置に設置しましょう。通りから見える場合はルーバーを設置するなど色彩やデザインを工夫しましょう。



屋外階段

できるだけ通りから見えにくい位置に設置しましょう。通りから見える場合はデザインを工夫しましょう。

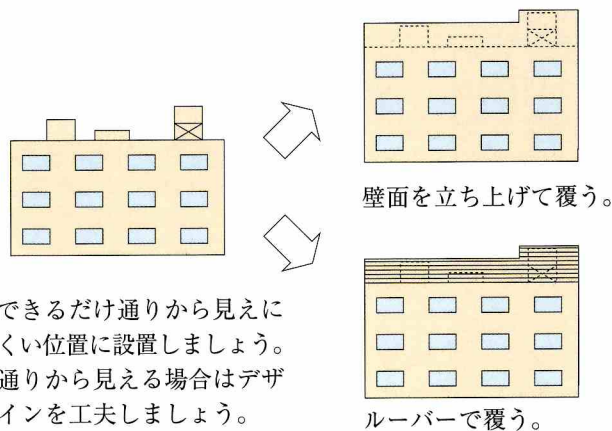


建物と一体的な色彩デザインとする。

ルーバーで覆う。

屋上設備

できるだけ通りから見えにくい位置に設置しましょう。通りから見える場合はデザインを工夫しましょう。

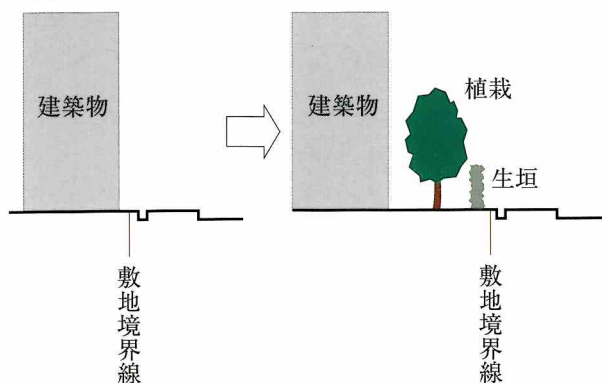


壁面を立ち上げて覆う。

ルーバーで覆う。

植栽

植栽や生垣で緑化を進め、ゆとりある空間を確保しましょう。



建築物

建築物

植栽

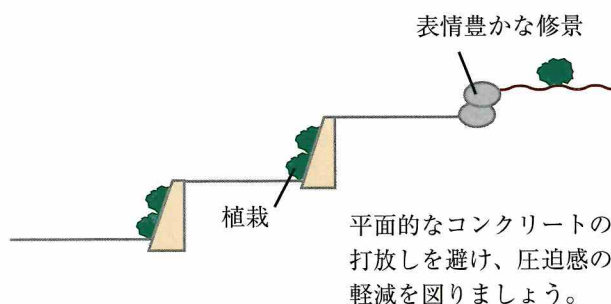
生垣

敷地境界線

敷地境界線

擁壁

盛土により擁壁を設置する場合は、その周辺の環境と調和するよう工夫しましょう。



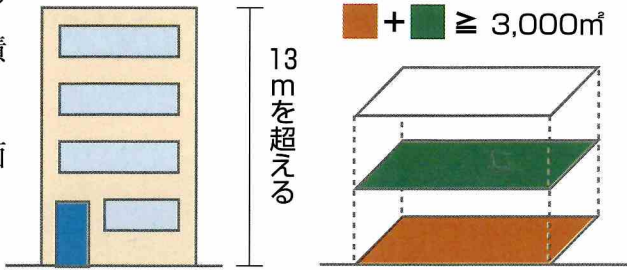
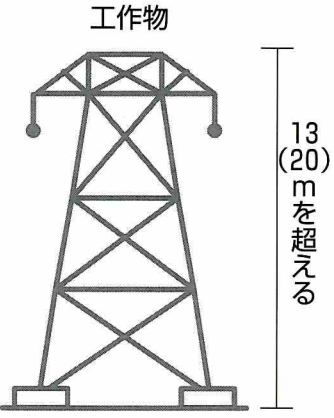
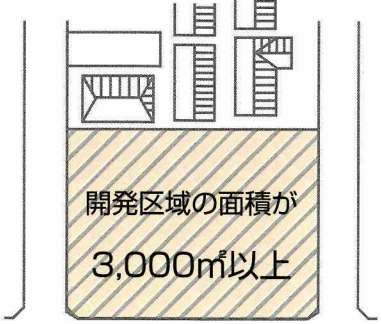
表情豊かな修景

植栽

平面的なコンクリートの打放しを避け、圧迫感の軽減を図りましょう。

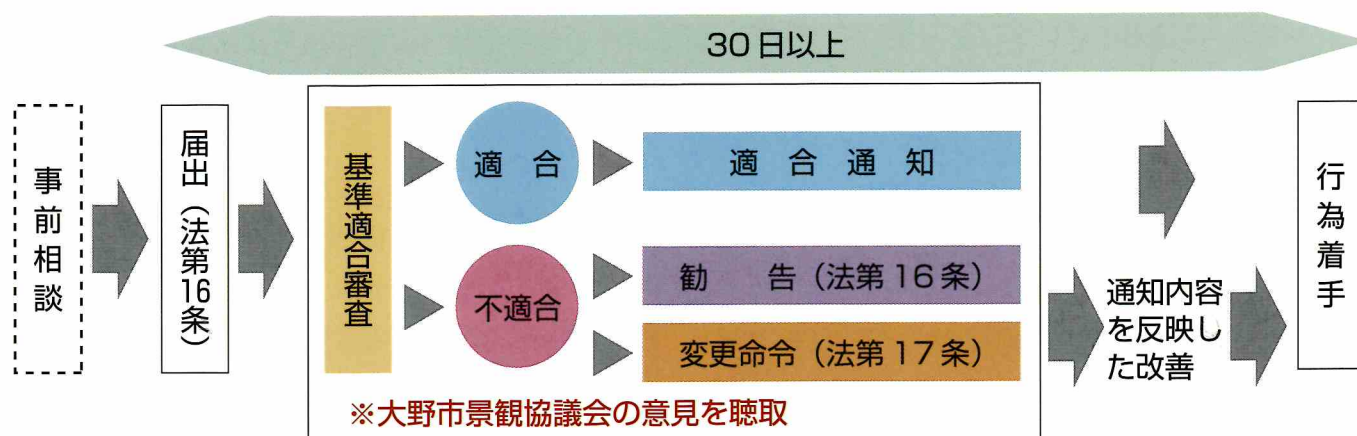
届出の対象

大野市らしい景観の形成を進めるため、景観に大きな影響を及ぼす一定規模以上の建築行為や開発行為について、事前相談および景観法第16条の届出により規制・誘導を図っています。

建築物	・新築、増築、改築、移転、大規模の修繕で、高さが13mまたは延べ面積が3,000㎡を超えるもの ・外観の変更で、変更に係る部分の面積が400㎡を超えるもの 
工作物	・新築、増築、改築、移転、大規模の修繕または外観の変更で次に定めるもの ① 煙突、柱類（電柱を除く）、高架水槽、物見塔、装飾塔、記念塔、大規模な遊戯施設で当該行為に係る部分の高さが13mを超えるもの ② 擁壁、柵、塀等で、高さが3mかつ長さが30mを超えるもの ③ コンクリートプラント、車庫、貯蔵施設、ごみ焼却場等で、高さが13mまたは建築面積が1,000㎡を超えるもの ④ 電気供給、電気通信等の用途に供するもので、高さが20mを超えるもの 
その他	・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、開発面積が3,000㎡を超えるもの ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、面積が3,000㎡または変更により生ずる法面若しくは擁壁の高さが3mかつ長さが30mを超えるもの ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、高さが3mまたはその用途に供される土地の面積が3,000㎡を超えるもの ・公共の場所から公衆によって容易に望見される森林における木竹の伐採で、皆伐される土地の面積が10,000㎡を超えるもの 

届出の手続き

届出の手続きは、下図の流れに従って行ってください。



届出書類

- ①景観形成行為届出書
- ②大規模行為チェックリスト
- ③添付図面

行為の種類	添 付 図 書		
	種 類	縮 尺	内 容
・建築物の建築等 ・工作物の建築等	位置図	1/2,500 以上	建築物または工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
	配置図	1/100 以上	当該敷地内における建築物または工作物の位置を表示する図面
	立面図	1/50 以上	彩色が施された2面以上の立面図
	写 真		当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
・開発行為 ・土地の形質の変更 ・土地の開墾 ・土石の採取 ・鉱物の掘採	位置図	1/2,500 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
	配置図	1/100 以上	当該区域内における開墾及び形質の変更の位置等を表示する写真
	写 真		当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
・屋外における土石、 廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	位置図	1/2,500 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
	配置図	1/100 以上	当該区域内における堆積の位置及び遮へい物の位置、種類、構造、規模、高低差等を表示する図面
	写 真		当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
・木竹の伐採	位置図	1/2,500 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
	配置図	1/100 以上	当該区域内における木竹の位置、伐採の位置等を表示する図面
	写 真		当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真